

新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準

新型コロナウイルスに関する対策本部会議

| レベル (想定する状況) | | 授業 | 研究活動 | 行事・イベント | 学生のキャンパス入構と 施設利用 | 課外活動 | 施設貸出 | 食堂・売店業者の営業 |
|-----------------|--|---|--|---|--|--------------------------------------|--|--|
| 0 | 平常時 | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり |
| 1 | 政府によるステージ・指標で、6指標のうち、概ね全ての指標がステージⅢの目安を大幅に下回っている状況。 | 学部、大学院とも、原則対面授業実施する。 | 感染防止に留意しつつ、通常どおり研究活動を行うことができる。 | 感染防止に留意しつつ、実施することができる。 | 感染防止に留意しつつ、通常の入構、施設利用が可能とする。 | 感染防止に留意して活動を認める。 | 貸与先に感染拡大防止措置を講じるように求めたうえで貸出を認める。 | 業種別（飲食業）ガイドラインの遵守し、感染拡大防止措置を講じるように求めたうえで営業を依頼する。 |
| 2 | 政府によるステージ・指標で、6指標のうち、概ね4指標以上がステージⅢの目安を上回っている状況。かつ大阪府で感染者が急増している状況。 | 学部、大学院とも、感染防止に留意しつつ、対面授業を基本とするが、遠隔授業も行うことができる。 | 学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。 | 実施場所を管轄する都道府県が定める開催要件や文部科学省のガイドラインに基づき実施することができる。 | 感染防止に留意しつつ、通常の入構、施設利用が可能とする。 | 感染防止に十分留意した、最小限の活動を認める。 | | |
| 3 | 政府によるステージ・指標で、6指標のうち、概ね全ての指標がステージⅣの目安を上回っている状況。かつ大阪府から外出自粛要請が出されている状況。 | 学部、大学院とも、特に感染防止に留意しつつ、対面授業を行うことができる。 なお、特定の科目については遠隔授業を推奨する。 | 学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。 | 原則、対面の行事・イベントは中止又は延期する。 | 感染防止に最大限留意しつつ、入構や施設利用を可能とする。ただし、各部署の状況に応じて、施設利用制限を行う場合がある。 | 感染防止に十分留意し、学外者との対面交流を伴わない最小限の活動を認める。 | 外部への貸出は不可（学生の進路に関わる国家試験、検定試験、公務員採用試験等は貸出を認める） 学内者への貸出は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。 | 座席の間引き増加や営業時間の短縮等を依頼する。 |
| 4 | 政府により緊急事態宣言が発令され、かつ大阪府から外出自粛要請に加え、学校への「施設の使用制限等の要請」が出された場合 | 原則は遠隔授業のみとする。感染拡大防止に最大限留意することを前提に実験・実習等を一部実施することができる。 | 学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。ただし、学生の研究室入室は禁止し、研究従事者の人数、研究施設の滞在時間は、最小限に留める。 | | 入構は原則禁止する。施設利用は特段の理由があり、認められた場合以外は利用不可とする。 | 学内外を問わず対面での活動の自粛を要請する。 | | |
| 5 | 政府により緊急事態宣言が発令され、かつ大阪府から学校への「施設の使用制限等の要請」が出され、新型コロナウイルス感染症による死者・重症者が急増している場合 | 遠隔授業のみ行う。 | 学内施設を使用した研究活動は原則として禁止する。 | 対面の行事・イベントは中止又は延期する。 | 入構を禁止する。 | 活動を禁止する。 | 外部、学内者とも貸出不可 | 営業は認めない。 |

注1 この基準の取扱い期限は、治療薬等が普及して国際的な感染増加が止まり、感染拡大前の状況（国・地域との人の往来が再開される）に戻るまでとする。

注2 この基準のレベル判断については、市中の感染状況や政府・行政機関からの要請等を勘案のうえ、適時、対策本部会議において決定する。

なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を採る場合がある。